



部会指定積立資産規程

平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、部会指定積立資産に（以下、「指定資産」という）関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第 2 条 指定資産の使途は、定款第 4 条（2）、（5）項のうち、部会の事業の実施に限定する。

(構成)

第 3 条 指定資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）指定資産とすることを指定して寄附された財産

(管理運用)

第 4 条 指定資産は、元本が回収できる見込みが高い方法で固定資産として管理する。

(充当)

第 5 条 指定資産は指定された事業の実施に充当する。

(処分)

第 6 条 事業の終了または実施上やむを得ない事由により、指定資産の全部または一部を処分しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

(改定)

第 7 条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 平成 20 年 9 月 25 日 第 497 回理事会制定，同日施行

2 改定履歴

① 平成 28 年 3 月 17 日 第 9 回総務財務委員会起案，平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

附則

1 平成 28 年 3 月 22 日改定の規程は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。